附則第十四項の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同項中「第二項」を「前条」に改め、「（金庫の事業）」を削り、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（労働金庫による労働金庫グループの経営管理に関する特例）

**第四条**　第五十八条の三の二の規定は、当分の間、第五十八条の三第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない労働金庫には、適用しない。

附則第十五項を削る。

附則第十六項中「前各項に定めるものの外」を「この附則に規定するもののほか」に改め、同項を附則第五条とする。

附則第十七項から第二十八項までを削る。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

**第十条**　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を削り、「内閣総理大臣」の下に「（当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項において同じ。）」を、「ときは」の下に「、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を加え、「、同項」を「、第一項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「前項中」を「第三項中「合併の日」とあるのは「転換の日」と、前項中「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、消滅金融機関の事業に関する法令により行うことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務（資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。）を継続することができる。

第五十一条の次に次の二条を加える。

（合併前の銀行代理業の許可等に関する特例）

**第五十一条の二**　吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる許可又は承認を受けている者（当該合併における消滅金融機関を所属銀行（銀行法第二条第十六項（定義等）に規定する所属銀行をいう。）、所属長期信用銀行（長期信用銀行法第十六条の五第三項（長期信用銀行代理業の許可）に規定する所属長期信用銀行をいう。）、所属信用金庫（信用金庫法第八十五条の二第三項（許可）に規定する所属信用金庫をいう。）、所属労働金庫（労働金庫法第八十九条の三第三項（許可）に規定する所属労働金庫をいう。）又は所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。）第六条の三第三項（信用協同組合代理業の許可）に規定する所属信用協同組合をいう。）としている者に限り、当該合併の日において現に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けている者を除く。）は、当該合併の日に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けたものとみなす。この場合において、当該各号の中欄に掲げる許可又は承認に条件が付されているときは、当該条件は、当該各号の下欄に掲げる許可又は承認に付されたものとみなす。

| | | |
|---|---|---|
| 一　普通銀行 | 長期信用銀行法第十六条の五第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可 | 銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の許可 |
| 二　普通銀行 | 長期信用銀行法第十七条（銀行法第五項（銀行法の準用）、信用金庫法第八十九条第五項（銀行法の準用）、労働金庫法第九十四条第三項（銀行法の準用）又は協同組合金融事業法第六条の五第一項（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）において準用する銀行法第十二条の四十二第一項（業務の範囲）の承認（同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。） | 銀行法第五十二条の四十二第一項の承認 |
| 三　長期信用銀行 | 銀行法第五十二条の三十六第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可 | 長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可 |
| 四　長期信用銀行 | 銀行法第五十二条の四十二第一項又は信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。） | 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認 |
| 五　信用金庫 | 銀行法第五十二条の三十六第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可 | 信用金庫法第八十五条の二第一項の許可 |
| 六　信用金庫 | 銀行法第五十二条の四十二第一項又は労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。） | 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認 |
| 七　労働金庫 | 信用金庫法第八十五条の二第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可 | 労働金庫法第八十九条の三第一項の許可 |
| 八　労働金庫 | 信用金庫法第八十九条第五項又は協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認（同条の四十二第一項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。） | 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認 |